

船橋市住居確保給付事業（転居費用補助）実施要領

（趣旨）

第1条 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）の支給については、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（支給申請等）

第2条 住居確保給付金の支給を受けようとする者は、生活困窮者住居確保給付金支給申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住居確保給付金申請時確認書（第2号様式）
- (2) 本人確認書類の写し
- (3) 収入減少関係書類（規則第10条第1号ハに該当することが確認できる書類。）
- (4) 離職等関係書類（ただし、提出が困難な場合は、離職状況等に関する申立書（第3号様式）とする。）
- (5) 収入関係書類（規則第10条第3号ロに該当することが確認できる書類。ただし、提出が困難な場合は、住居確保給付金に係る収支状況表（第4号様式）とする。）
- (6) 金融資産関係書類（規則第10条第4号に該当することが確認できる書類）
- (7) 住居確保給付金要転居証明書（第5号様式）
- (8) 居住維持費用関係書類（持家の場合に限る。）
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により申請した者（以下「申請者」という。）について、入居可能な住宅を確保した後、入居予定住宅に関する状況通知書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。なお、初期費用の他に転居に要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）の支出が見込まれる場合は、その額及び内訳が確認できる書類を併せて提出しなければならない。

（支給決定等）

第3条 市長は、申請者に対し、住居確保給付金の支給対象者であると認められた場合は住居確保給付金支給決定通知書（第7号様式）及び住居確保報告書（第8号様式。以下「住居確保報告書」という。）を交付するとともに、必要に応じて住居確保給付金支給対象者証明書（第9号様式）を交付するものとする。なお、支給対象者であると認められない場合は住居確保給付金不支給通知書（第10号様式）を交付するものとする。

- 2 前項の規定により住居確保給付金の支給が決定された者（以下「受給決定者」という。）は、賃貸借契約を締結した後、住宅入居日から7日以内に、住居確保報告書に賃貸借契約書の写し及び新住所の住民票の写しを添えて、市長に提出しなければならない。なお、初期費用の他に転居に要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）の見積書等を提出している場合や初期費用を受給決定者本人の口座へ支給した場合は、実際に支払った額を確認できる書類（領収書等）を併せて提出しなければならない。

（支給額の変更等）

第4条 市長は、前条の規定により提出された書類を確認し、転居に要した支出額が支給額を上回っていた場合で、住宅扶助基準に基づく額の範囲内かつ支給対象経費であり、社会通念上妥当な範囲内であれば、受給決定者から変更申請があった場合に限り、追加支給できるものとする。

- 2 前項の規定により支給額の変更を受けようとする受給決定者は、住居確保給付金変更支給申請書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請があったときは、支給額等の変更を決定し、住居確保給付金変更支給決定通知書（第12号様式）により当該申請を行った受給決定者に交付するものとする。
- 4 転居に要した支出額が支給額を下回っていた場合、市長は当該受給対象者に対し、その差額を返還させるものとする。

（審査請求）

第5条 住居確保給付金に関する決定は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）上の処分に該当し、当該処分に不服がある場合は、市長に対して審査請求を行うことができる。また、住居確保給付金に関する処分に係る不作為については、市長に対して不作為に係る審査請求を行うことができる。

- 2 審査請求期間は、原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内とする。
- 3 市長は、住居確保給付金に関する処分を行う場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき市長に審査請求ができる旨及び審査請求ができる期間を書面で教示しなければならない。併せて、当該処分に係る取消訴訟の被告とすべき者、当該処分に係る取消訴訟の出訴期間を教示しなければならない。

（補則）

第6条 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は令和7年4月1日より施行する。

生活困窮者住居確保給付金支給申請書(則第11条第 1 項第 2 号の規定による支給)

フリガナ					
①氏 名					
②生年月日	西暦	年	月	日	満 () 歳
③電話番号					
申立事項	④則第 3 条の 2 に規定する場合であること				
	収入が著しく減少した時期				
	同一世帯に属する者の死亡又は離職若しくは休業等による世帯の収入の著しい減少の状況				
	⑤申請月において世帯の生計を主として維持していること				
	世帯の生計の維持にかかる状況				
	⑥次の 1. 又は 2. のいずれかに該当していること (いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)				
	1. 住居を喪失していること				
	住居を喪失した時期				
	喪失した住居の住所				
	現在の状況				
	2. 住居を喪失するおそれがあること				
	現在の住所				
	住居の家主等				
	喪失するおそれのある住居の家賃等の額				
	現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等				
⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金等が次のとおりであること					
フリガナ					合計
氏名					
続柄	本 人				
生年月日					
収入 (月額)	円	円	円	円	
預貯金等	円	円	円	円	円
※申請日の属する月の収入 (月額) が確実に推計できる場合はその額を、変動があるときは収入の確定している直近 3 か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、各種年金等も合算する。					
上記の申立事項に相違なく、則第13条の規定により、必要書類を添えて住居確保給付金の支給を申請します。					
私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、都道府県等、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。					
また、裏面の注意事項について、同意します。					
西暦 年 月 日					
船 橋 市 長 宛					
申請者氏名					

(注 意 事 項)

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 支給に関して必要な範囲で、法第21条第1項の規定に基づき、報告等を求めることがあります。
- 3 支給決定に必要な範囲で、法第22条第1項の規定に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条第2項の規定に基づき、申請者の居住しようとする賃貸住宅の家主等に対し当該住宅の状況又は当該住宅の確保に関する事項について報告を求めることがあります。
- 5 則第17条の規定に基づき、申請者に対する住居確保給付金の支給（入居に要する費用）については、都道府県等が特に必要と認める場合を除き、居住しようとする賃貸住宅の家主等に対して直接振込等をいたします。

(用 語)

「法」とは、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）をいいます。

「則」とは、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）をいいます。

「住居確保給付金」とは、法第3条第3項に規定する「生活困窮者住居確保給付金」をいいます。

「臨時特例つなぎ資金」「総合支援資金」とは、社会福祉協議会が実施する臨時特例つなぎ資金・総合支援資金をいいます。

「都道府県等」とは、法第4条第3項に規定する都道府県等（都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村）をいいます。

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書（第 1 号様式）を提出する必要があります。

住居確保給付金申請時確認書(則第11条第 1 項第 2 号の規定による支給)

誓約事項

- 1 申請者及び申請者と同じの世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと
- 2 ☐ 再支給の申請ではない（過去に則第11条第 1 項第 2 号の規定による転居費用補助の支給を受けたことがない）
又は、
☐ 再支給の申請であるが、従前の支給が終了した月の翌月から起算して一年を経過している
従前の支給期間 年 月 ～ 年 月
- 3 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと

同意事項

- 1 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況のほか、クレジットカード等を使用する方法により申請者から賃貸人へ転居先の住宅に係る初期費用を支払う場合は、初期費用の支払い状況について、訪問等による確認を行う場合があること又は不動産仲介業者等に報告を求めること
- 2 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること
また、自治体の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること
- 3 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること

年 月 日

船橋市長 宛

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者住所または居所
申請者氏名

① 添付書類

1 本人確認書類
運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳・健康保険証、住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本・戸籍事項全部証明書等のいずれかの写し
2 収入減少関係書類
世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し
3 離職等関係書類
世帯収入額が著しく減少する直前に、支給申請者と同一の世帯に属する者が死亡、又は申請者若しくは支給申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等をしたことが確認できる書類の写し
4 収入関係書類
支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し
5 金融資産関係書類
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し
6 家計改善支援機関（又は自立相談支援機関）から交付された要転居証明書（第5号様式）

② 追加確認書類

1 不動産仲介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書（第6号様式）
2 転居に要する費用の額及び内訳が確認できる書類・各種見積書（家財の運搬費用、原状回復費用等）

離職状況等に関する申立書(則第11条第1項第2号の規定による支給)

私は、離職・休業・廃業に関する関係書類の提出が困難であることから、離職状況等に関する申立書を提出します。申立する事項について相違ありません。

船橋市長 宛

年 月 日

フリガナ

氏 名

生年月日

電話番号

事業所名	
事業所 所在地・電話	〒 電話
離職等時期	年 月 日
離職等理由	1. 解雇※1、雇止め※2 2. 休業、休職 3. 自己都合離職・廃業 4. 収入の著しい減少の端緒となった事象（配偶者の死亡等）
証拠書類の 提出が困難な 理由	（離職・休業・廃業・収入の著しい減少の端緒となった事象に関する関係書類の提出が困難な理由）

※1 解雇とは、雇用契約期間中の中途解約を含みます。
※2 雇止めとは、雇用契約期間について、労働者本人が更新を希望していたものの、更新されない場合をいいます。

第4号様式

住居確保給付金に係る収支状況表（自営業者用）

		月	月	月	月	月	月
収入	営業収入（月間売上）	円	円	円	円	円	円
	その他収入（ ）	円	円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円	円
	収入合計	円	円	円	円	円	円
支出（仕入含む）	仕入	円	円	円	円	円	円
	給料賃金（外注工賃含む）	円	円	円	円	円	円
	地代家賃	円	円	円	円	円	円
	水光熱費	円	円	円	円	円	円
	旅費交通費	円	円	円	円	円	円
	通信費	円	円	円	円	円	円
	雑費	円	円	円	円	円	円
	※以下は必要に応じて記入	円	円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円	円
	支出合計	円	円	円	円	円	円
事業収入（経費を差し引いた控除後の額）		円	円	円	円	円	円

本表の内容について相違ありません。

年 月 日

署 名

【参考】生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）

第27条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

ただし、刑法(明治40年法律第45号)に正条があるときは、刑法による。

第5号様式

住居確保給付金要転居証明書(則第11条第1項第2号の規定による支給)

下記の者に対し家計改善の支援を実施した結果、下記の者が、その家計の改善のために、則第10条第5号ロに規定する要件（（1）又は（2））に該当し、かつ、その費用の捻出が困難であると認められたことを証明します。

年 月 日

船橋市「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」

フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
現在の居所	
電話番号	

添付資料

上記が確認できる資料（相談時家計表及び転居後の家計計画表、その他、必要に応じて、転居前後のキャッシュフロー表、家計再生プラン等の写し）

入居予定住宅に関する状況通知書(則第11条第1項第2号の規定による支給)
(不動産仲介業者等記載欄)

1. 下記の者より、賃貸住宅への入居についての希望がありました。
このことについて、以下について通知します。
2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
また、暴力団員等と関係を有しないことの確認に当たり、自治体または社会福祉協議会(初期費用を社会福祉協議会から借り受ける場合)が必要に応じて官公署から情報を求めることについて同意します。
3. 住居確保給付金の支給及び総合支援資金の貸付を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

船橋市長 宛

年 月 日

不動産仲介業者等
(商号又は名称)
(フリガナ)
(代表者名)
(所在地) 〒
(免許証番号)
(担当者等) 氏名 所属
電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

下記(注意事項)に記載の「暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等」でないこと

入居予定者

氏名(フリガナ)	
生年月日	年 月 日
同居状況	単 身 ・ 複 数 (名)

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
入居予定日	年 月 日 (年 月 日までの 月 日間)

- ※1 住居確保給付金の支給額は、入居予定の賃貸住宅が所在する市区町村における住宅扶助基準に基づく額(円)に三を乗じて得た額(これによりがたいときは別に厚生労働大臣が定める額)を上限とし、申請者が実際に転居に要する経費とする。
- ※2 定期借家契約(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居予定日欄の()内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載すること
- ※3 初期費用の支払い方法について、クレジットカードや納付書払いにより初期費用を支払う必要がある場合は、右記のチェックボックスにチェックすること。 ☐
なお、支払方法について口座振替等を選択可能な場合は、上記に掲げる支払い方法は不可。

初期費用				
給 付 金 支 給 対 象	(1)	礼金等	礼金	円
			その他 ()	円
	(2)	仲介手数料		円
	(3)	住宅保険料		円
		家賃債務保証料		円
	(4)	鍵交換費用		円
	合計			円
給 付 金 支 給 対 象 外	(1)	家賃 (入居に際して当初の支払いを要する家賃)	(月分＋日割り 日分として)	円
	(2)	共益費		円
	(3)	管理費		円
	(4)	敷金		円
	(5)	その他		円
	合計			円
総合計 (支給対象＋支給対象外)				円
※ 初期費用については、社会福祉協議会が実施する「総合支援資金(住宅入居費)」の貸付けの申請を行う際に必要な情報であるため、記載願います。				
振込口座				
	住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ	
			口座名義	
			金融機関名	
			支店名	
			口座種別	普通・当座
			口座番号	

※振込先が品目ごとに複数ある場合は、口座欄を適宜追加し、品目の範囲を明示して追記すること

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居予定の賃貸住宅は上記のとおりです。

○私の個人情報、住居確保給付金の支給及び総合支援資金等の貸付を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 4 条第 9 項に規定する特定地方公共団体、同条第 10 項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

○住居確保給付金の支給（初期費用分）は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【1 ページ目※ 3 のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】

○事業者等への口座へ振り込むことができない場合であって、以下に記載する申請者の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。

○自治体の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速やかに提出することに同意します。

住居確保給付金の振込先	申請者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普 通 ・ 当 座
		口座番号	

年 月 日

氏名

住所

電話番号

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、この通知書を自立相談支援機関に提出してください。

(暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等)

暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）と関係を有する不動産仲介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産仲介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産仲介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産仲介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産仲介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産仲介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産仲介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産仲介業者等

〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕

※総合支援資金運営要領においても同内容の規定があります。

第 号
年 月 日

様

船橋市長

住居確保給付金支給決定通知書(則第11条第1項第2号の規定による支給)

年 月 日付で申請された住居確保給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 支給額 円

- 2 支給方法
- ☐ 転居先の住宅に係る初期費用は、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。
 - ☐ 上記以外の費用は、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座への振込又は受給者の口座等への支給のいずれかの方法で支給することにより、支給決定者に対する支給とする。
 - ☐ クレジットカードや納付書を使用する方法により、費用が確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者を支払われる場合に限り、支給決定者に支給する。

4 支給対象となる転居先の住宅 名称

所在地

(注意事項)

- 1 受給者は、転居先の住宅へ転居した後、転居先の住宅に係る初期費用以外の支給対象経費（家財の運搬費用、原状回復費用等）の実際の支出額を確認できる書類（領収書等）を自立相談支援機関に対し提出してください。
- 2 転居先の住宅に係る初期費用等の一部支給を受けている方については、実際の支出額が支給額を上回っていた場合、支給額の上限額以内かつ支給対象経費であり、社会通念上、妥当な範囲内であれば、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、自立相談支援機関に申し出てください。
なお、実際の支出額が支給額を下回っていた場合は、受給者から差額の返還を求めます。
- 3 2 支給方法において、「クレジットカードや納付書を使用する方法により、費用が確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者を支払われる場合に限り、支給決定者に支給する。」が選択されている場合は、支給後、申請者が貸主等に家賃を支払ったことを証明する文書等の提出を自治体から求めることがあります。

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に船橋市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に船橋市を被告として（訴訟において船橋市を代表する者は船橋市長となります。）、提起することができます。
ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

住居確保報告書

私は、下記のとおり住居を確保することができましたので、賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して報告します。

船橋市長 宛

年 月 日

フリガナ

氏名.....

電話番号.....

入居した賃貸住宅

名称	
住所	〒
入居日	年 月 日

総合支援資金(住宅入居費)(船橋市社会福祉協議会による貸付け)を利用した場合

初期費用の貸付実行日 (資金振込日)	年 月 日
-----------------------	-------

(注意事項)

- この報告書は、入居日から7日以内に、住居確保給付金支給申請の手続を行った自立相談支援機関に、入居した賃貸住宅の賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して提出してください(郵送可)。
- 住居確保給付金の支給の対象となった賃貸住宅に入居しない場合又は支給期間内に退去する場合は、既に支給した給付の返還義務が生じることがあります。入居できない又は退去しなければならないやむを得ない事情が発生した場合は必ず事前に自立相談支援機関に相談してください。

第9号様式

住居確保給付金支給対象者証明書(則第11条第1項第2号の規定による支給)

下記の者が住居確保給付金の支給対象者の要件に適合していることを証明します。

年 月 日

船橋市長

本人関係

フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
現在の居所	
電話番号	

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
入居予定日	年 月 日

住居確保給付金支給予定額

支給予定額	(1) 転居先の住宅に係る初期費用	円
	(2) その他(家財の運搬費用、原状回復費用等)	円
	合計	円

(注意事項)

この証明書の有効期限は、入居予定日の1ヶ月後までとします。

第 号
年 月 日

様

船橋市長

住居確保給付金不支給通知書

年 月 日付で、貴方より申請された住居確保給付金について、下記の理由により不支給となりましたので通知します。

記

不支給の理由

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に船橋市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に船橋市を被告として（訴訟において船橋市を代表する者は船橋市長となります。）、提起することができます。
ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 1 1 号様式

住居確保給付金変更支給申請書(則第 11 条第 1 項第 2 号の規定による支給)

私は、 年 月 日付第 号により、住居確保給付金の支給の決定を受けましたが、必要書類を添えて、変更支給申請します。

年 月 日

船橋市長 宛

フリガナ
氏 名
住 所

生年月日
電話番号

変更理由

(例) 転居に要した費用が予定額より上回ったため。

添付書類

変更理由の事実が確認できる書類の写し

第 年 月 日 号

様

船橋市長

住居確保給付金変更支給決定通知書(則第11条第 1 項第 2 号の規定による支給)

年 月 日付第 号で支給決定を行った住居確保給付金については、年 月 日付住居確保給付金変更支給申請書に基づき、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

1 変更内容
支給額

円

2 変更理由

(例) 実際の支出額が支給額を上回っており、実際の支出額と支給額の上限額との差額を追加支給するため。

3 対象となる住宅 名称
所在地

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に船橋市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に船橋市を被告として（訴訟において船橋市を代表する者は船橋市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。